

いよいよ師走、年越しの備えは？

越年臨泊毎度のことで、たまの正月皆揃って賑やかに…

年内、市更相での生活保護(居宅)申請は、12月11日までに

それぞれの都合に合わせた師走模様

「俺は絶対に生活保護にはいかれへん。」という人がいます。

話を聞くと、田舎では有名な旧家で、過去帳も三百年は遡れるということでした。

「役所の人間も皆知り合いで、生活保護を受けるなんて、出来る話ではない。長く勤めていたので、年金の受給資格はある。満額受給の日まであと一息、それまではこのままやな。」

生活保護制度を活用することはできない、という人の中には、田舎の家族や知人、そして、別れている妻や子に生活保護受給の事実が伝わるのが耐え難い、という思いを抱いている人が含まれているように思えます。

大家族世帯が多かった時代と違い、核家族を通り越して、単身世帯の占める割合が多くなっている現在であるにも関わらず、古い時代につくられた民法や生活保護法は、いまだに親族による扶養を前提としています。

勿論、時代の変化が影響し、扶養親族への問い合わせは、かなり形式的なものになっています。それでも、生活保護受給を前提とした情報が親族に伝わることは避けられず、生活保護制度活用を検討しようとしているものにとって、大きな精神的負担となっています。

「拒否感」ともいうべきものが、広く存在しています。最低生活保障の制度が、「拒否感」をもたらすものであるという事は、非常に不都合なことです。路上死が皆無になる社会をつくり出すことにブレーキをかけることとなります。炊き出しや夜間宿所に依存した、身体の健康を損なう生活を長引かせることとなります。

生活保護受給についての「拒否感」は、高齢単身世帯の生活保護受給の増加や、不況の影響で失業を原因とした年齢に関係のない生活保護受給の増加が、新聞・テレビ等により広く伝えられていることから、以前よりは薄まっています。

親子兄弟とはいえ、経済的に頼れる存在ではない、働いて収入を確保するにしても雇用状況は厳しく、容易ではない。そんな社会状況では、生活保護受給も選択肢としての比重が大きくなるのは当然のことです。

そう理解しても、やはり、扶養親族調査は受け入れがたい、という気持ちはゆるがないかも知れません。

「今年も常に変わらぬ年の暮れ、越年臨泊にいけば、皆集まって賑やかに年が越せる。」そう思い定めて、アパートへの移行をあきらめている人も、いるかも知れません。

大阪市西成区萩之茶屋1-9-7 釜ヶ崎日雇労働組合気付 釜ヶ崎夜間学校 発行

個々人の心の中で、何にプライド・誇りを感じるか、何をプライド・誇りの根拠とするか、さまざまだろうと思います。他人がとやかく言えることではない、と思います。

しかし、通常の考え方、というものもある、と思います。ある状況の中で、選択肢の選び方についての、一般的な考え方です。

誠にすいませんが、ちよつと身も蓋もない書き方をします。あらかじめお許しを願っておきます。

生活保護申請をして、扶養親族調査で、生活困窮の事実が親族に伝わるのが忍びない、という思いがあります。

その思いに従えば、炊き出し・夜間宿所利用の生活を、これからも続けることになることは避けられない、とします。

極端に言えば、その先には、路上死、が想像されます。(身も蓋もない話でごめんなさい)

親族にとって、生活困窮を抜け出すための手続きに必要な書類で消息を知ると、路上死した人の身元確認として消息を知るとでは、どちらが精神的ショックが大きいでしょうか。

生活保護を受けても、アパートで孤独死をするかも知れません。それでも、「畳の上で死んだ」という情報は、なんとはなしの、「そうか」という安堵感をもたらすのではないかと想像します。

「人の生き死にまで土足で踏み込みやがって。」と、お怒りのむきには、幾重にもお詫びします。臨泊の賑わいは、気の紛らわせになる？

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも(永住権を持つ外国人を含む)活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター(大阪社会医療センター)は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」(無料)をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所(市更相)で相談を。

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。